

「パートナーシップ構築宣言」

ヤマハ発動機ビズパートナー株式会社は、サプライチェーンのお取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接のお取引先を通じてその先のお取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、お取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. サプライチェーン全体の情報共有による業務効率化を行う。
- b. 取引先の要望があれば専門的な人材をマッチングします。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、お取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう「明示的な協議」を十分に実施の上、決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上でお取引先と十分に協議し、決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、お取引先と十分に協議の上で合意した適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請事業者との取引に限らず、取引に対する代金の支払いは全額現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

お取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- ・当社は「ホワイト物流」に関する推進運動に取り組み、「自主行動宣言」を表明しています。
- ・サプライチェーン全体の事業継続強化に向け、お取引先の皆様と共に一丸となって課題解決に取り組めます。

2024 年 3 月 26 日

ヤマハ発動機ビズパートナー株式会社
代表取締役社長 岡本 知彦

(2025 年 2 月 7 日更新)